



「月末だというのに取引先が倒産して工事金が入らなくなった。支払いは待ったなしだし、どうしたら…」とA社から緊急の電話が掛かってきました。地域に密着した公共工事まで縮小される中で、地方の建設業の経営環境は悪化の一途です。こうした時に役立つ共済制度をご存じでしょうか。中小企業倒産防止共済とい、国が全額出資の独自行法が運営しています。

「労基署から呼出状がきた。辞めた労働者が残業代を払って欲しいと訴えたらしい。欠勤が多くて勤務態度もよくなかったのに…腹は立つし夜も眠れなくて…」とB氏が相談に来られたのは3/6の事でした。労基法104条の2に基づく通知なる呼出状は3/2付けで1週間後の3/9に書類を持参するよう求めています。「この処分に不服がある場合は…」等と書かれていますから、心穏やかなものではありません。当事務所で

「月末だというのに取引先が倒産して工事

取引先が倒産その時役立つ! 無担保・無保証人貸付金!

毎月5千円～8万円の掛金を積み立て、6か月以上経てば、掛金総額の10倍の範囲で貸付けられます。例えば月2万円で6か月经つと120万円まで借りれるという事です。しかも無担保・無保証人・無

利子で5年返済(6か月据置)ですから助かります。

ただ1/10の掛金は消滅しますので実質年利は10%÷5年=2%になります。くわしくは中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp>

Tel 050-5541-7171へ、申込みは商工会議所等へ



は、監督官による是正勧告が出される前の事情

聴取なので、今すぐ法令違反で処罰されるものではない旨、説明し安心して貰いました。翌日、委任を受けた当方の社労士が労基署

週40時間割増賃金! 労基署から呼出状超の労働は割増賃金!

に出向き監督官と面談。事業主のB氏の呼び出しは

省略し、当方と監督署で問題を解決することに…。こうした紛争が増加しています。変形労働時間制で週40時間労働への対応を急いで下さい。



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。